



新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針 (令和2年6月19日以降版)



【趣旨】

これまで市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、外出自粛、公共施設の臨時休館、イベント自粛などを行いながら、徹底した行動変容、感染拡大防止の取組みにご協力をいただいてきました。ありがとうございます。一方で、長い活動自粛によって経済は大きな打撃を受けており、一刻も早い社会経済活動の回復が望まれます。

6月19日からは、5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の往来も含め、県境を跨ぐ移動が可能となりました。今後は、「新しい生活様式」を定着させ、事業者に対しては業種別のガイドライン等の実践を促しながら、社会経済活動のレベルを積極的に引き上げていくことが求められます。

これからは、社会経済活動の回復に向けても、積極的に取り組む必要があります。市としても、国・県と連携して落ち込んだ経済をV字回復させるための経済対策を継続し、引き続きしっかりと対応していきます。市民の皆様からも、地域経済回復のための積極的な行動をよろしくお願いいたします。

本対応方針は、市民の皆様と市の方向性を共有するため、現時点での市の考え方について「新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針」としてお知らせするものです。参考にいただければ幸いです。

なお、本対応方針は国等の方針、本市での状況の変化により、随時見直していきます。

1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止のため、次の事項を市民一人ひとりが順守するよう周知を図ります。

- ①手洗い、マスク着用、身体的距離の確保を励行してください。
- ②「換気が悪い」「人が密集する」「近距離で会話する」環境を避けてください。（以下、「3密」という。）
- ③不特定多数が利用する物品の消毒を徹底してください。
- ④高齢者や基礎疾患のある人の感染防止に全力をあげてください。
- ⑤「新しい生活様式」**別紙1**を実践してください。
- ⑥業種別のガイドラインに沿って感染予防に取り組んでください。

2 小中学校について

小中学校については5月25日から、部活動も含めて完全に再開しています。休校によって不足している授業時間の確保については、夏休みの短縮を含めて検討しています。

3 イベント等（共催等を含む）の開催基準について

5月25日に、国から都道府県に対し「イベント開催制限の段階的緩和の目安」が示され、県は5月26日に「イベント等の開催に関する基本方針」**別紙2**を策定しました。「①規模別及び態様等別の要件を満たし、かつ②感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合」に開催できるものとしており、本市も同様の対応とします。

4 公共施設の対応

（１）公共施設の開館

施設利用にあたっては、引続き感染予防を徹底してください。利用形態が次のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ①適切なソーシャルディスタンス（2m）を確保できない場合
- ②3密を回避することができない場合
- ③その他感染予防に支障がある場合

（２）臨時休館継続施設

公益研修センター練習室は換気ができないため、当面の間、休館を継続します。

5 医療体制

新型コロナウイルス感染症は減少傾向にありますが、いつ第2波が襲ってくるかわかりません。自粛規制の緩和によって人の動きが活発になり、今後また他県との人の往来が増えていくことが予測されます。

医療機関における感染拡大を防止するため、継続した発熱、強い倦怠感、息苦しさ等の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター」に相談するように促し、一般の医療機関を直接受診することがないように、引続き、山形県の受診・相談体制等の周知に努めていきます。

また、特に、感染拡大期及びまん延期等になると、日本海総合病院を中心とした地域の入院機能を維持することが重要となります。県などから「政府の基本方針」などに基づき、地域の医療体制等に関して具体的な要請があった場合は、地区医師会・薬剤師会等の関係団体及び山形県庄内保健所や庄内町・遊佐町等の近隣自治体と協議のうえ対応を検討していきます。

加えて、本市独自の専門家組織である「酒田市新型コロナウイルス感染症に関す

る専門家会議」に意見を求めながら感染拡大防止、医療体制維持のため万全を期していきます。

[酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議構成]

- ①酒田地区医師会十全堂会長
- ②酒田地区歯科医師会長
- ③酒田地区薬剤師会長
- ④地方独立行政方法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院長
- ⑤その他市長が必要と認める者

6 経済・生活支援

国等の支援策に加え、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている事業者、生活困窮者等に本市独自の経済・生活支援を実施しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し、その時期に合わせ、積極的に支援を展開して社会経済活動を回復させます。

(1) 本市独自の経済・生活支援対策／(5月7日専決補正予算)

	対 象	概 要
事業者支援	旅館・ホテル	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助 (最大250万円)
	飲食店	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助 (最大100万円)
	タクシー・運転代行業	登録1台につき5万円補助
	貸切バス業	営業車両1台につき大型25万円、大型以外 15万円補助(上限額250万円)
	旅行業	本市に本社を置く事業者に50万円
	出前・持ち帰り販売を行う事業者	1事業者につき3万円
生活支援	飲食店・小売店 ・サービス業	先払いチケット「もつけ玉」購入代金のうち、 20%相当額を補助
	特別児童扶養手当 受給世帯	身体、知的または精神に障がいのある20歳 未満の児童を養育している世帯へ2万円の支 援金
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯)に2 万円の支援金
その 他	結婚した方 子どもが生まれた方	酒田市の花を贈呈(花き農家対策)

他	東北公益文科 大学生等	酒田市直接雇用による経済支援等
	75歳以上の方	市独自のマスク配布
	感染症の最前線での医療 従事者等	市内ホテルをシェルター利用する際の宿泊料 について、シングル2千円等の補助
	医師・薬剤師	酒田市休日診療所及び日本海総合病院で実施 している夜間診療に従事する酒田地区医師 会・同薬剤師会の方が感染または濃厚接触者 となった場合の休業補償

(2) 本市独自の経済・生活支援対策／(6月補正予算)

	対 象	概 要
事業 者 支 援	畜産農家	枝肉価格の下落などで影響を受けている肥育 農家を支援。肥育牛出荷頭数1頭につき2万 円他 ※新規
	園芸農家	花きの次期作に向けた種苗の購入等助成。品 目ごとに1アール当たり4千～1万2千円を 補助他 ※新規
	漁業者	箱代等の購入費用助成。年間箱代の1/3補 助他 ※新規
生 活 支 援	離職及びそれと 同程度(コロナ収入減 者、勤労学生)の者	対象を拡大し、家賃扶助により住居確保を支 援するもの ※拡充 単身世帯 3万5千円 2人世帯 4万2千円 3人世帯 4万6千円

(3) 本市独自の経済・生活支援対策／(6月18日追加補正予算)

	対 象	概 要
事業 者 支 援	中小企業事業者	売上が前年同月比で15%以上減少し、金融 機関より融資を受けた中小企業者(最大10 0万円) ※新規、詳細要件あり
	本間美術館 本間家旧本邸 相馬楼 庄内米歴史資料館 オランダせんべい FACTORY	1事業者につき50万円(令和元年度入込数 1万人以上の立寄施設(農産物直売施設を除 く)を選定) ※拡充

	飲食店等応援補助金の交付を受けた宿泊業、飲食店	1 事業者につき 5 万円 ※拡充
生活支援	就学援助等受給世帯	児童扶養手当を受給していない要保護・準要保護等家庭 9 0 世帯へ 2 万円の支援金(予算計上時) ※新規
その他	本市への宿泊客	国がGOTOキャンペーンで実施する宿泊料割引へ本市が上乗せを行い、大胆な宿泊料金を提示する。宿泊客へは酒田舞娘のお座敷セットなど市単独の企画商品でおもてなしをする。郊外へ足を延ばす方々へはレンタカー助成を行う。(楽天トラベル等で宿泊キャンペーンを実施。)

(4) 国民健康保険税・介護保険料の減免

	対 象	概 要
国民健康保険税	①新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が前年比 3 割以上減少することが見込まれる世帯	令和元年度分及び令和 2 年度分における国民健康保険税のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されているものについて、遡及して申請できる。
介護保険料	①新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者 ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が前年比 3 割以上減少することが見込まれる第 1 号被保険者	令和元年度分及び令和 2 年度分における介護保険料のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されているものについて、遡及して申請できる。

(5) 特別定額給付金

6 月 1 8 日現在、給付済世帯は 4 万 2 7 9 世帯で、給付率は 9 6 . 4 %、給付

済額は97億4,400万円となっています。今後は、申請手続きが困難と思われる高齢者世帯や単身世帯などの方々への対応を実施して、給付を希望されない方を除き、全ての市民から申請していただけるように取り組みます。

また、7月中旬以降、市内36か所全てのコミュニティセンターへ特別定額給付支援班の職員が赴き、半日単位で申請受付窓口を設置します。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

今後も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早期に「コロナ禍で苦境に陥っている方への緊急支援対策」、「感染拡大の第2波に備えた感染予防対策」とともに、「落ち込んだ経済のV字回復」に積極的に取り組みます。

(7) 積極的な情報発信

市民の皆様から、各種支援制度を活用していただけるよう本市のホームページ、フェイスブック及び広報等を通じてお知らせしていきます。

7 その他

(1) 飛島における観光客等の皆様の受け入れ再開について

飛島における5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)からの観光客等の受け入れは6月19日(金)から自粛要請を解除し、平常どおりとします。しかしながら、飛島は、医師が常駐しておらず、医療体制が整っておりません。また、島民の高齢化率が高いうえ、小さな集落で生活しているため、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、重症化及び集団感染につながる恐れがあります。

発熱があるなど風邪の症状がある場合は、決して無理することなく来島を見合わせてください。また、来島される際は、3密を避ける、こまめな手洗い、手指の消毒を心掛けるなど、新しい生活様式に沿って、引続き感染防止に留意してくださいようお願いいたします。

(2) コミュニティセンターにおける飲食を伴う使用について

コミュニティセンターでの飲食を伴う使用は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時休館解除後より段階的に制限を解除してきましたが、6月19日(金)から飲酒を伴う使用も含め使用できることとします。ただし、特に飲酒を伴う使用にあたっては、例えば席を離れた配置やお酌を控えるなど、感染症対策に十分な配慮をいただきますようお願いいたします。

(3) 業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う職員の感染リスクの低減、又は感染等により出勤可能な職員が減少した場合において、住民サービスを低下させることなく、市の行政機能を維持するために、業務継続計画を策定し対応します。

（４）災害時の避難所等対応

災害が発生し、避難所が避難者で密集した状態になると、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念されます。市では、「酒田市避難所等開設に係る新型コロナウイルス感染症対策」（マニュアル）を作成し対応していきます。

市民の皆様には、特に次の事項に配慮をお願いします。

①避難する場所は小・中学校等の市が指定する近くの場合に限らず、安全な親戚・知人宅に避難することや自宅に留まり安全を確保することも検討してください。

②避難所では他の人との間隔を、できるだけ２ｍ以上空けて、感染する可能性を少しでも減らしてください。

※新型コロナウイルス感染症避難所対策事業（６月追加補正予算）として、感染防止、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心の確保を図ることを目的に、避難所となる学校やコミセンへ非接触型体温計やベッドなどの感染予防用品を新規に配備します。

（５）新型コロナウイルス接触確認アプリ

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう新型コロナウイルス接触確認アプリを開発しました。これは、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いわからないようプライバシーを確保して新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。よって、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができるものであり、感染拡大防止への効果が期待されています。

安心して使用できるアプリですので、ぜひご活用ください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空気で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

山形県のイベント等の開催に関する基本方針

5月26日以降、山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）を踏まえ、次の規模別及び態様等別の要件を満たすものであり、かつ感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

1 規模要件

次表の要件を満たす場合

時 期	要 件	
5月26日～ 6月18日	屋内	100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
6月19日～ 7月9日	屋内	1,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
7月10日～ 7月31日	屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
8月1日～	屋内	収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

2 イベント等の態様及び種別要件等

(1) コンサート等

- ①密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなコンサート等に関しては、上記1の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②管楽器を演奏する際も、演奏者との距離など注意すること。
- ③人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。
- ④コンサート等主催者及び出演者については、「業種別ガイドライン」等に基づき行動すること。

(2) 展示会等

- ①人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

(3) プロスポーツ等

- ①全国的な人の移動を伴うプロスポーツ等については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じること。

②イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保すること。

③①、②を前提として、まずは 6 月 19 日以後、無観客で開催すること。（7 月 10 日以後は、上記 1 のとおりの人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。）

(4) お祭り、野外フェスティバル等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。

②①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

3 感染拡大防止に係る留意点

(1) 適切な感染拡大防止策の実施

①適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を実施すること。

②イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること。

(2) 主催者によるイベント等の選手、出演者等の行動管理

規模要件等が緩和される 6 月 19 日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うこと。

(3) 参加者等の連絡先の把握

イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること（イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため）。

今後、政府の基本的方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。

以上

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。 1

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的	地域の行事 △ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * 国 キャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * 国 キャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50回】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * 国 キャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * 国 キャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * 国 キャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * 国 キャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。